

宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱

平成14年4月2日
環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第1条 県は、林業の持続的かつ健全な発展と需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を推進することを目的として、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）及び予算で定めるところにより、宮崎県林業・木材産業構造改革事業実施要領（平成14年4月2日定め。以下「実施要領」という。）第2に定める事業を実施する市町村、宮崎県林業構造改善協議会（以下「県協議会」という。）、宮崎県森林組合連合会（以下「県森連」という。）、森林組合、生産森林組合、宮崎県経済農業協同組合連合会（以下「県経済連」という。）、農業協同組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者、林業者等の組織する団体（以下「林業者団体」という。）、森林整備法人及び造林を行うことを主たる目的としている法人（一般社団法人又は一般財団法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）（以下「森林整備法人等」という。）、県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）、新たに造林事業を開始する者、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支援センター（以下「労確センター」という。）、流域森林・林業活性化センター、木材関連業者等の組織する団体（以下「木材業者団体」という。）、地域材を利用する法人（以下「地域材利用法人」という。）、地方公共団体等の出資する法人、特別区、地方公共団体の組合、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体（以下「整備主体」という。）、PFI事業者、木質バイオマス利活用に取り組む民間事業者等（以下「民間事業者等」という。）その他知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(申請書に添付する書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号又は別記様式第3号によるものとし、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号又は別記様式第4号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金交付申請書に添付する書類は、林業・木材産業構造改革事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表（別記様式第5号）、誓約書（別記様式第6号）、県税に未納がないことの証明、特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第7号）、資金計画書（別記様式第8号）、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェックシート（別記様式第9号の1から別記様式第9号の4までのうち該当するもの）及び環境負荷低減チェックシート（別記様式第9号の5又は別記様式第9号の6）とする。

3 補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受け

る場合は、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類（別記様式第10号）を添付するものとする。

- 4 市町村以外の補助事業者及び間接補助事業者にあつては、誓約書（別記様式第11号）を添付するものとする。

（補助条件）

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産を規則第21条の規定により知事の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金相当額の全額又は一部を知事に納付すること。
- （2） 補助事業により取得又は効用の増加した財産及び補助事業により設置した施設等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。
- （3） この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。なお、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- （4） 申請者が次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
 - ウ 暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者
- （5） 県税に未納がない者であること。
- （6） 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は開始することを誓約した者であること。
- （7） 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によること。
- （8） 前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止に関する申立書（別記様式第12号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させないこと。
- （9） 補助事業者が、民間事業者である間接補助事業者に対し補助金を交付する場合も、前々号及び前号と同様の条件を付すことにより、間接補助事業者に対しても同様の措置を講ずるよう義務づけること。
- （10） 補助事業者及び間接補助事業者にあつては、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行わないこと。
- （11） 間接補助事業の場合において、補助事業者が間接補助事業者に補助金を交付するときは、第4条第4項に規定する誓約書の提出を確認した上で、本要綱の規定に準ずる条件並びに次の各号の条件を付さなければならない。
 - ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、国交付要綱及び国実施要綱に従うべきこと。
 - イ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、第4条第3項に規定する書類を提出している場合においては、次の条件により補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

 - （ア） 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

ウ 前号による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。

(12) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲等)

第7条 規則第10条第2項ただし書きの規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、別表第2に掲げる変更以外の変更とする。

2 補助事業者は、規則第10条第2項の規定により別表第2に掲げる変更を行うときは当該変更の理由及び内容を記載した承認申請書(別記様式第13号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、概算払により交付する。

2 補助事業者は、補助金の支払いを請求するときは、概算払請求書(別記様式第14号)を知事に提出しなければならない。

3 別表第1左欄に掲げる3から13までの事業種目に係る補助事業者は、前項の概算払請求書を提出した後、補助金の交付を受けるまでの間に、当該事業種目に係る進捗状況及び経費の支払状況等について、当該事業種目の実施箇所を所管する西臼杵支庁長又は農林振興局長が規則第12条の規定により実施する実地調査を受けなければならない。

4 前号に規定する実地調査の結果、補助対象事業の進捗等に疑義がある場合は、補助金の交付を保留することがある。

(事業完了届等)

第9条 補助事業者は、当該事業完了後速やかに事業完了届(別記様式第15号)を知事に提出しなければならない。ただし、地方林業団体協議会事業を除く。

2 前項の規定による事業完了届を受けた所轄の西臼杵支庁長又は農林振興局長は、事業完了届に基づき、現地調査を行い、確認調書(別記様式第16号)を提出するものとする。

3 事業完了届の提出に当たって、間接補助事業者の場合においては、補助事業者から間接補助事業者に対して補助金の交付が完了した日又は間接補助事業者の事業が完了し、その完了検査を補助事業者が行った日のいずれか遅い日が補助事業の完了日とする。補助事業者については、事業完了届に補助金の交付が完了した日を確認できる書類を添付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(1) 林業・木材産業構造改革事業事業実績書(別記様式第1号又は別記様式第3号)

(2) 林業・木材産業構造改革事業事業収支決算書(別記様式第2号又は別記様式第4号)

(3) 林業・木材産業構造改革事業に係る消費税仕入控除税額集計表(別記様式第5号)

2 第3条ただし書の規定により、交付の申請をした者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条ただし書の規定により、交付の申請をした者が、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあってはその金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第17号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

- 4 前項の規定による報告は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には、翌々年度の6月15日までにを行うものとする。

(財産処分の制限)

- 第11条 規則第21条第1項ただし書並びに同項第1号及び第2号の規定により知事の定める期間及び財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの。)の種類については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められているものについては、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定められていないものについては、農林水産大臣が別に定める期間(昭和31年農林省令第18号第5条)を準用するものとする。
- 2 規則第21条第1項ただし書及び第3号の規定により知事が定める期間及び財産の種類は、別表第3のとおりとする。

(書類の提出部数等)

- 第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部(正本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

- 第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、西臼杵支庁又は所轄の農林振興局長を経由しなければならない。ただし、市町村をまたがる広域的な事業については、この限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月2日から施行し、平成14年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業費補助金から適用する。
- 2 宮崎県林業構造改善事業補助金交付要綱(平成2年8月1日定め)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に宮崎県知事に対してなされている改正前の宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金等交付要綱の規定に基づく林業・木材産業構造改革事業の交付に係る申請は、改正後の要綱の規定に基づく宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金の交付に係る申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行し、平成18年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月9日から施行し、平成19年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行し、平成20年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行し、平成21年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月20日から施行し、平成22年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。なお、平成26年度から繰り越された事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

なお、平成29年度から繰り越された事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行し、平成31年度の予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度の予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行し、令和6年度予算に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金から適用する。

別表第1（第2条、第8条関係）

事業種目	補助対象経費	補助率	交付方法
1 地方林業 団体協議会 費	県協議会が、実施要領第2に定める林業・木材産 業構造改革推進事業に取り組むために要する経費	定額	概算払
2 林業機械 作業システ ム整備	<p>【造林保育型】 (1) 事業実施主体が森林整備法人等、選定経営 体、新たに造林事業を開始する者及び広域利用 林業機械の整備を実施するもの（労確センタ ー、県森連及び特認団体に限る。）の場合で、 実施要領第2に定める林業経営構造対策事業の うち左記の事業（国実施要領別表2のIの1の 3に規定する造林保育型のものに限る。）に取 り組むために要する経費につき、市町村が当該 事業に要する経費を補助する場合における補助 経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに造林事業を開始する者が導入する機械 ・林業用資材運搬ドローン ・上記以外の機械及び付帯施設 <p>【素材生産型】 (2) 事業実施主体が森林整備法人等、選定経営体 及び広域利用林業機械の整備を実施するもの （労確センター、県森連及び特認団体に限 る。）の場合で、実施要領第2に定める林業経 営構造対策事業のうち左記の事業（国実施要領 別表2のIの1の3に規定する素材生産型のも のに限る。）に取り組むために要する経費につ き、市町村が当該事業に要する経費を補助する 場合における補助経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①から③までをすべて満たす者が導入する 高性能林業機械 ① 森林施業プランナー育成対策事業実施要領 （平成28年4月1日付け27林政経第301号）に 基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有 するとして実践体制評価を受け認定されている こと ② 年間5,000m³以上の素材生産実績があり、目 標年度までに9,000m³の素材生産量を達成する ことができること ③ 目標年度までに宮崎県が定める素材生産性の 目標値の1.5倍の生産性を達成できること 	<p>10/10以内 ただし、市町村 が当該事業に要 する経費につい て以下の比率を 超えて補助する 場合には、以下 の比率を限度と する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1/2 4/10 1/3 <p>1/2</p> <p>4/10</p> <p>1/4</p>	概算払

	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の機械及び附帯施設 	1/3	
	<p>【造林保育型】</p> <p>(3) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体(新たに造林事業を開始する者を除く。)の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業(国実施要領別表2のIの1の3に規定する造林保育型のものに限る。)に取り組むために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業用資材運搬ドローン ・上記以外の機械 	<p>4/10以内</p> <p>1/3以内</p>	
	<p>【素材生産型】</p> <p>(4) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(2)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業(国実施要領別表2のIの1の3に規定する素材生産型のものに限る。)に取り組むために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の①から③までをすべて満たす者が導入する高性能林業機械 ① 森林施業プランナー育成対策事業実施要領(平成28年4月1日付け27林政経第301号)に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること ② 年間5,000m³以上の素材生産実績があり、目標年度までに9,000m³の素材生産量を達成することができること ③ 目標年度までに宮崎県が定める素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること <ul style="list-style-type: none"> ・スイングヤード、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル、タワーヤード、架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム及びIoTハーベスタ ・林業用四輪駆動ダンプトラック ・上記以外の機械及び附帯施設 	<p>1/2以内</p> <p>4/10以内</p> <p>1/4以内</p> <p>1/3以内</p>	
3 効率化施設整備	(1) 事業実施主体が森林整備法人等及び選定経営体の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費	<p>10/10以内</p> <p>(市町村が当該事業に要する経費の1/2の比率を超えて補助する場合には、1/2を限度とする。)</p>	概算払

	(2) 事業実施主体が市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費	1/2以内	
4 活動拠点 施設整備	(1) 事業実施主体が森林整備法人等及び選定経営体の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費	10/10以内 (市町村が当該事業に要する経費の1/2の比率を超えて補助する場合には、1/2を限度とする。)	概算払
	(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める林業経営構造対策事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費	1/2以内	
5 特用林産物活用施設等整備	(1) 事業実施主体が県森連、森林組合、生産森林組合、県経済連、農業協同組合、農事組合法人、林業者団体、地方公共団体等の出資する法人、地域材利用法人、きのこ原木等生産者及び特認団体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費	10/10以内 (市町村が当該事業に要する経費の1/2の比率を超えて補助する場合には、1/2を限度とする。)	概算払
	(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革対策事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費	1/2以内	
6 木材加工 流通施設整備	(1) 事業実施主体が県森連、森林組合、林業者団体、木材業者団体、地域材利用法人及び地方公共団体等の出資する法人の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費	10/10以内 (市町村が当該事業に要する経費の以下の比率を超えて補助する場合には、以下の比率を限度とする。)	概算払
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材集出荷用機械 (原木輸送用トラック) ・ 上記以外の機械及び施設装置 	1/3 1/2	
	(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費		

	<ul style="list-style-type: none"> ・木材集出荷用機械（原木輸送用トラック） ・上記以外の機械及び施設装置 	<p>1/3以内</p> <p>1/2以内</p>	
7 森林バイオマス等活用施設整備	<p>(1) 事業実施主体が県森連、森林組合、生産森林組合、林業者団体、木材業者団体、地域材利用法人及び地方公共団体等の出資する法人の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費</p>	<p>10/10以内</p> <p>（市町村が当該事業に要する経費の1/2の比率を超えて補助する場合には、1/2を限度とする。）</p>	概算払
	<p>(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費</p>	<p>1/2以内</p>	
8 木造公共施設整備	<p>(1) 事業実施主体が地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他整備主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造公共施設、木製外構施設、附帯施設等 ・木質内装 ・CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物、耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物、角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物など、特にモデル性が高い建築物 	<p>10/10以内</p> <p>（市町村が当該事業に要する経費の以下の比率を超えて補助する場合には、以下の比率を限度とする。）</p> <p>15%</p> <p>3.75%</p> <p>1/2</p>	概算払
	<p>(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造公共施設、木製外構施設、附帯施設等 ・木質内装 ・CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物、耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物、角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物など、特にモデル性が高い建築物 	<p>15%以内</p> <p>3.75%以内</p> <p>1/2以内</p>	

<p>9 未利用間伐材等活用機材整備</p>	<p>(1) 事業実施主体が県森連、森林組合、林業者団体、木材業者団体、PFI事業者及び民間事業者等の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費</p>	<p>10/10以内 ただし、市町村が当該事業に要する経費について1/2の比率を超えて補助する場合には、1/2を限度とする。</p>	<p>概算払</p>
<p>10 木質バイオマス供給施設整備</p>	<p>(1) 事業実施主体が県森連、森林組合、林業者団体、木材業者団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合 ・木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下「発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下「供給施設」という。）であって以下1～3の場合 <p>1 発電施設が地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合</p> <p>2 発電施設が地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合</p> <p>3 上記以外の場合</p>	<p>10/10以内 ただし、市町村が当該事業に要する経費について1/3の比率を超えて補助する場合には、1/3を限度とする （以下に規定する場合を除く。）。</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>15%以内</p> <p>1/3以内</p>	<p>概算払</p>
	<p>(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の</p>	<p>1/3以内（以下に規定する場合</p>	

	<p>場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合 ・木質バイオマス供給施設整備について、発電施設に供給することを主たる目的とする施設であって以下1～3の場合 <p>1 発電施設が地域活用要件の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合</p> <p>2 発電施設が地域活用要件の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資さない取組である場合</p> <p>3 上記以外の場合</p>	<p>を除く。)</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>15%以内</p> <p>1/3以内</p>	
11 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	<p>(1) 事業実施主体が県森連、森林組合、県経済連、農業協同組合、農事組合法人、林業者団体、木材業者団体、地方公共団体等の出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費につき、市町村が当該事業に要する経費を補助する場合における補助経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合 	<p>10/10以内 ただし、市町村が当該事業に要する経費について1/3の比率を超えて補助する場合には、1/3を限度とする。</p> <p>1/2以内</p>	概算払
	<p>(2) 事業実施主体が市町村又は市町村をまたがる広域的な事業を実施する(1)の事業実施主体の場合で、実施要領第2に定める木材産業構造改革事業のうち左記の事業に取り組むために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合 	<p>1/3以内(以下に規定する場合を除く。)</p> <p>1/2以内</p>	
12 被災施設等の再整備	<p>自然災害等により被災した地域における被災施設等の補修、修理、整備等に要する経費。</p>	<p>10/10以内 ただし、市町村が当該事業に要する経費について1/2の比率を超えて補助する場合には、1/2を限度とする。</p>	概算払
13 附帯事業	<p>施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必</p>	<p>1/2以内</p>	概算払

費	要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行うのに要する経費。その内容は、国実施要領別紙1のIの2森林整備・林業等振興整備交付金附帯事業費に定める経費		
14 附帯事務費	市町村が林業・木材産業構造改革事業の実施についての指導、監督及び協議会の運営等を行うのに要する経費。その内容は国実施要領別紙1のIの4市町村附帯事務費に定める経費	1/2以内	概算払

別表第2（第7条関係）

重 要 な 変 更

経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 事業費及び附帯事業費から附帯事務費への経費の流用。	1 事業主体ごとの事業に要する経費の総額の増又は30%を超える減額。

別表第3（第11条関係）

施設等	転用制限基準	補助金返還範囲
ほ場、土地改良	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に当該事業に係る受益地の面積の全部又は一部が転用されたとき。	全部 又は 一部
林道	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に当該林道（単線軌道については7年以内）について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部 又は 一部
連絡道及び作業道	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該連絡道又は作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され又は、補助目的を達成することが困難となったとき	全額 又は 一部
集約育林等(新植、保育、肥培、枝打、間伐)、花木植栽・樹木園等、高能率作業モデル団地(育林事業)、樹林造成等(新植、保育)緑地、発生環境整備等(植培地)、展示林等(山菜、きのこ園)、ほだ場整備	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地の全部又は一部が転用されたとき。（当該林地を売り渡し若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。）	全額 又は 一部
貯木場(附帯道路、増設・舗装を含む)、ストックポイント、苗畑(附帯道路を含む)、駐車場(附帯道路を含む)、広場(附帯道路を含む)、林間キャンプ場、取付道路、管理道、空輸作業基地、作業ポイント、集落散策道等、林間山菜園等	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では初期の目的を達成することが困難になったとき。	全額 又は 一部

別記

様式第1号（第4条、第10条関係）

地方林業団体協議会事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の内訳

区 分		事業内容	事業費 (円)	経 費 内 訳 (円)		
				県費補助金	市町村費	その他
経営管理指導	現地指導	一般	指導回数 回 箇所数 箇所			
		濃密	指導回数 回 箇所数 箇所			
	緊急経営指導		指導回数 月 箇所数 箇所			
	経営管理研修会の開催		開催時期 月 回数 回			
合 計				合計の内訳	報償費 円 旅費 円 会議費 円	
構成団体（機関）名						
経営管理専任指導員		氏 名				
		所属事業体名				

3 事業完了（予定） 年 月 日

様式第2号（第4条、第10条関係）

地方林業団体協議会事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分		予 算 額	決 算 額	差 引	備 考
事業費		円	円	円	
財源内訳	県費補助金				
	市町村費				
	その他				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差 引	備 考
経営管理指導費	円	円	円	

(3) 事業費明細

計画策定年度 年度

事業 区分	事業 種目	市町 村名	事業 実施 主体	施行 箇所名	工種又は 施設区分	構造 又は 規格	事業量		事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)	経 費 内 訳				工 期		受益 戸数	備 考
							A	B		県 費 補助金	市町村費	公庫資金	その他	着 手 (予定) 年月日	竣 工 (予定) 年月日		
										(A)	(B)	(C)	(D)				
									円	円	円	円	円				

- (注) 1 事業量に記載する単位は、実施要領で定める事業計画書に記載する呼称単位を記入すること。
 2 「工種又は施設区分」のうち事業量が「式」又は「-」で表示されるものについては、1件(単品目)ごとに内訳表を添付すること。
 3 附帯事業については、附帯事業内訳書を添付すること。

(4) 事業完了(予定)年月日

別紙内訳表

事業種目	施設等区分	工種又は施設区分		事業費	備考
		事業量			
	構造又は規格	A	B	円	

(注) (3)の事業費明細中「工種又は施設区分」のうち呼称単位が「式」または「-」で表示されているものについて、その内訳を本表で表示添付する。

附帯事業内訳書

1) 事業内容

2) 経費内訳表

経費	総事業費 (A+B+C+D)	経費区分			
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	公庫資金 (C)	その他 (D)
	円	円	円	円	円
合計					

- (注) 1 (3)の事業費明細中附帯事業の経費内訳を本表で表示添付する。
 2 1) 事業内容に、附帯事業の内容を簡潔に記入する。
 3 2) 経費内訳表の経費の欄には、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領の別紙1のIの2のうち、該当する項目を記入する。

年度林業・木材産業構造改革事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

（単位：円、％）

区分	事業実施主体名	事業費	補助金	課税方式	仕入に係る消費税額及び地方消費税額	補助率	消費税仕入控除税額	消費税確定未確定	備考
合計									

- (注) 1 当該補助金の事業実施主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業実施主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第3条及び第10条第2項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付する。
- 3 「課税方式」欄には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては、「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 4 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する消費税仕入控除税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載する。
 なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する消費税仕入控除税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載する。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載する。

誓 約 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

当事業所は、宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

当事業所及び役員（別添）は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

チェック欄（いずれか該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

※県内の主たる事業所所在地の市町村の領収証書。
主たる事業所所在地に居住する従業員がいない場合は、
従業員が最も多く居住する市町村の領収証書。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事務所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

資金計画書

補助事業者が補助金事業を行うに当たっての資金の内訳

金融機関名等	借入額等(円)	借入時期(年月日)
県補助金		
自己資金		
合計		

- (注) 1 自己資金に関しては、金融機関等に返済の義務がない資金を記載すること。
 2 別表第1の2から11の事業種目に係る様式とする。
 3 間接補助事業者が補助金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合は、別記様式第11号を添付すること。

様式第9号の1（第4条関係）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

年 月 日

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (複数選択可)	素材生産 / 造林・保育 / その他 ()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の遵守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を取る。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。（※）	(△の場合、実施予定時期) (年 月 予定)
1-(3)	資機材、設備等の安全整の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性/有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	作業環境の整備	
1-(4)-③	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-④	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることが出来るようにする。	
1-(4)-⑤	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

※ 国実施要領別表2のIの1の3の(1)の⑦「事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。ただし、広域利用林業機械又は単独広域併用機械については貸付先が上記要件を満たしていること。なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあっては、この限りではない。」となっていることから、当該項目の取組状況については、「○」又は「△」とすること。

なお、「△」とした場合は、事業完了年度の翌年度末までに労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けたことを確認するため、当該項目に係る資料の提出を要求する場合がある。

様式第9号の2（第4条関係）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者団体向け チェックシート

年 月 日

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	
2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	

様式第9号の3（第4条関係）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
事業者向け チェックシート

年 月 日

事業者名（工場名）	
記入者 役職・氏名	
業 種 （複数選択可）	製材業 / 集成材製造業 / 合単板製造業 / LVL製造業 / 床材製造業 / 木材チップ製造業 / プレカット製造業 / 木材・竹材卸売業 / その他（ ）
記 入 日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
1-(2)-②	木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。（※）	(△の場合、実施予定時期) (年 月予定)
1-(3)	資機材・設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(5)	事事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

※ 国実施要領別表2のIの1の6の(1)の⑥「施設等の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあっては、この限りではない。」となっていることから、当該項目の取組状況については、「○」又は「△」とすること。

なお、「△」とした場合は、事業完了年度の翌年度末までに労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けたことを確認するため、当該項目に係る資料の提出を要求する場合がある。

様式第9号の4（第4条関係）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
事業者団体向け チェックシート

年 月 日

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-⑩	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。（※）	(△の場合、実施予定時期) (年 月予定)
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	

※ 国実施要領別表2のIの1の6の(1)の⑥「施設等の整備に当たって、事業実施主体は作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断を事業完了の翌年度末までに受けること。なお、既に労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けている場合にあつては、この限りではない。」となっていることから、当該項目の取組状況については、「○」又は「△」とすること。

なお、「△」とした場合は、事業完了年度の翌年度末までに労働安全コンサルタント等の専門家の診断を受けたことを確認するため、当該項目に係る資料の提出を要求する場合がある。

環境負荷低減チェックシート(林業事業者等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) <input type="checkbox"/>	報告時(しました) <input type="checkbox"/>

	チェック	(1)適正な施肥 ※種苗生産を行う場合(該当しない) <input type="checkbox"/>
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2)適正な防除 ※農薬を使用する場合(該当しない) <input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
④	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3)エネルギーの節減
⑤	<input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4)悪臭及び害虫の発生防止 ※発生源となる場所で作業をする又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない) <input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5)廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分
⑧	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施(物資調達、施業等)に努める

	チェック	(7)環境関係法令の遵守等
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬	<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注:(1)、(2)又は(4)の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックすることとし、
該当項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

環境負荷低減チェックシート(その他民間事業者・自治体等向け)

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時(します) <input type="checkbox"/>	報告時(しました) <input type="checkbox"/>

	チェック	(1) エネルギーの節減
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃料効率のよい機械の利用等)を検討
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原材料等の調達を検討

	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止 ※発生源となる場所で作業をする又は発生原因となるものを扱う場合(該当しない <input type="checkbox"/>)
④	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分
⑤	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止
⑦	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない <input type="checkbox"/>)
⑧	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止の遵守 ※ 特定事業場である場合(該当しない <input type="checkbox"/>)

	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等
⑨	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑪	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める(該当しない <input type="checkbox"/>)
⑬	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックすることとし、該当項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

様式第10号（第4条関係）

間接補助事業者が補助金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために補助金対象物件を担保に供する場合の内訳

1 事業名

2 事業実施主体

3 担保施設の概要

(1) 名称（施設名）

(2) 所在地

(3) 構造・規模等

(4) 総事業費と負担区分

(単位：円)

総事業費	負担区分			
	国費交付金	市町村費	借入金	自己資金

4 借入れの概要

(1) 借入先

(2) 制度融資名

(3) 資金区分

(4) 借入額

(5) 償還期間

(6) 債務保証

5 その他参考となる事項

(1) 事業計画書

(2) 償還予定表

(3) 利用する制度融資のパンフレット 等

様式第11号（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

当事業所は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕

〔間接補助事業者〕 殿

所在地

団体名

代表者名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

宮崎県知事 殿

住所
補助事業者職氏名

年度

事業

変更
中止
廃止

承認申請書

年 月 日付け

号で補助金交付決定のあった林業・木材産業構
造改革事業（ ）について下記のとおり中止したいので、承認くださるよう申請し
ます。

造改革事業（

）

について下記のとおり中止したいので、承認くださるよう申請し
ます。

ます。

記

- 1 事業内容及び理由
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書

宮崎県知事 殿

住 所
補助事業者職氏名

概算払請求書

年 月 日付け により交付決定通知のあった 年度宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金については、下記のとおり概算払によって交付されたく請求する。

記

金 _____ 円

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了 予定 年月日	備考
円	円	円	円		

口座振替	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

債権者番号	
担当者	
連絡先	

宮崎県知事 殿

補助事業者（事業主体名）
代表者職氏名

事業完了届

このことについて、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

事業名	
事業区分	
事業実施主体名	
施行箇所名	
工種又は施設区分	
事業量	
事業費（円）	
工期	年 月 日 から 年 月 日まで
完成年月日	年 月 日
請負者等住所氏名	
市町村確認検査年月日 及び職氏名	
補助金交付 完了年月日	

(注) 別表第1の2から11までの事業種目の間接補助に係る様式とする。直接補助の場合は必要な項目を記載し、提出する。

確認調書

かい長	総括次長	技術次長	総務課長	林務課長	担 当 リーダー	課 員	担当者

事 業 名	
事 業 区 分	
事業実施主体名	
施 工 箇 所 名	
工 種 又 施 工 区 分	
事 業 量	
事 業 費	
工 期	
完 成 年 月 日	
請 負 業 者 等 住 所 及 氏 名	
市 町 村 確 認 検 査 年 月 日 及 職 氏 名	
市 町 村 補 助 金 交 付 日 完 了 年 月 日	
確 認 年 月 日 及 職 氏 名	
備 考	

宮崎県知事 殿

住所
補助事業者職氏名

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け により交付決定通知があった宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金について、宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 （ 年 月 日付け による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額		
4 補助金返還相当額（3－2）	金 金	円 円

（注）様式第5号「 年度林業・木材産業構造改革事業補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」、その他参考となる資料（3の金額の積算の内訳等）を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載